

香川県条例第33号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 第2条第2項に定めるもののほか、<u>警察職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る業務に従事した場合における災害警備等手当が支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="183 1066 1070 1444"> <thead> <tr> <th>受給者の範囲</th> <th>単位</th> <th colspan="2">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 東京電力株式会社 福島第一原子力発電 所の敷地内において 行う業務に従事する 者</td> <td>日額</td> <td>(1) 災害対策 の拠点となる 施設の外にお いて心身に著 しく負担を与 える業務に従 事した場合</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) (1)の施 設の外におい</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の範囲	単位	支 給 額		1 東京電力株式会社 福島第一原子力発電 所の敷地内において 行う業務に従事する 者	日額	(1) 災害対策 の拠点となる 施設の外にお いて心身に著 しく負担を与 える業務に従 事した場合	4万円			(2) (1)の施 設の外におい	2万円	<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 災害警備等手当</p> <p>(8)～(14) 略</p> <p>2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>
受給者の範囲	単位	支 給 額											
1 東京電力株式会社 福島第一原子力発電 所の敷地内において 行う業務に従事する 者	日額	(1) 災害対策 の拠点となる 施設の外にお いて心身に著 しく負担を与 える業務に従 事した場合	4万円										
		(2) (1)の施 設の外におい	2万円										

		て従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。）	
		(3) (1)の施設内において従事した場合	5,000円
2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域において行う業務に従事する者（1の項に掲げる者を除く。）	日額	(1) 屋外において心身に著しく負担を与える業務に従事した場合	2万円（従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、12,000円）
		(2) 屋外において従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。）	1万円（従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、6,000円）
		(3) 屋内において従事した場合	2,000円
3 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又はこれらに準ずる危険な区域において	日額	(1) 屋外において従事した場合	5,000円（従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、3,000円）
		(2) 屋内において従事した場合	1,000円

行う業務に従事する者（1の項及び2の項に掲げる者を除く。）	場合
-------------------------------	----

別表（第2条関係）

種類	受給者の範囲	単位	支給額		
1～6 略					
7 災害警備等手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の業務（以下「災害警備等」という。）に従事する者	日額	ア 災害警備等に引き続き2日以上従事した場合	災害対策基本法第63条第1項の規定により設定された警戒区域又はこれに準ずる危険な区域において災害警備等（著しく危険な人命救助を除く。）に従事した場合	略
				略	
			イ 略		

別表（第2条関係）

種類	受給者の範囲	単位	支給額		
1～6 略					
7 災害警備等手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の業務（以下「災害警備等」という。）に従事する者	日額	ア 災害警備等に引き続き2日以上従事した場合	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域又はこれに準ずる危険な区域において災害警備等（著しく危険な人命救助を除く。）に従事した場合	1,680円
				著しく危険な人命救助に従事した場合	1,680円
				その他の業務に従事した場合	840円
			イ 著しく危険な人命救助に従事した場合（アに掲げる場合を		840円

8～14 略	8～14 略 除く。)
--------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年6月17日から適用する。